

令和4(2022)年版
三重県飲酒運転〇をめざす年次報告書
(令和3年度の施策実施状況)



令和4(2022)年9月

三重県

はじめに

県では、平成 18 年をピークに飲酒運転事故件数、検挙件数とも減少傾向にあるものの未だ根絶には至っていません。

飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は大切な命を奪う重大な事故に直結する危険な行為であることを深く認識するとともに、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って取り組まなければなりません。

このため、平成 25 年 7 月に、「三重県飲酒運転ゼロをめざす条例」(以下「条例」という。) を施行し、県の責務、県民や事業所の努力といった各主体の役割を明らかにして、規範意識の定着と飲酒運転の再発防止という基本方針の下に、飲酒運転のない社会づくりを決意したところであり、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を推進していく必要があります。

この年次報告書は、条例第 6 条第 4 項の規定に基づく「第 3 次三重県飲酒運転ゼロをめざす基本計画」(令和 3 年度～令和 7 年度)において、県等が行う施策の実施状況についてとりまとめ、公表を行うことで県内の飲酒運転の状況と飲酒運転根絶に向けた取組を県民の皆さんにより深く理解してもらい、現状と課題に対する共通認識を持つことにより、今後の施策へ反映していこうとするものです。

(参考) 三重県飲酒運転ゼロをめざす条例 (抄)

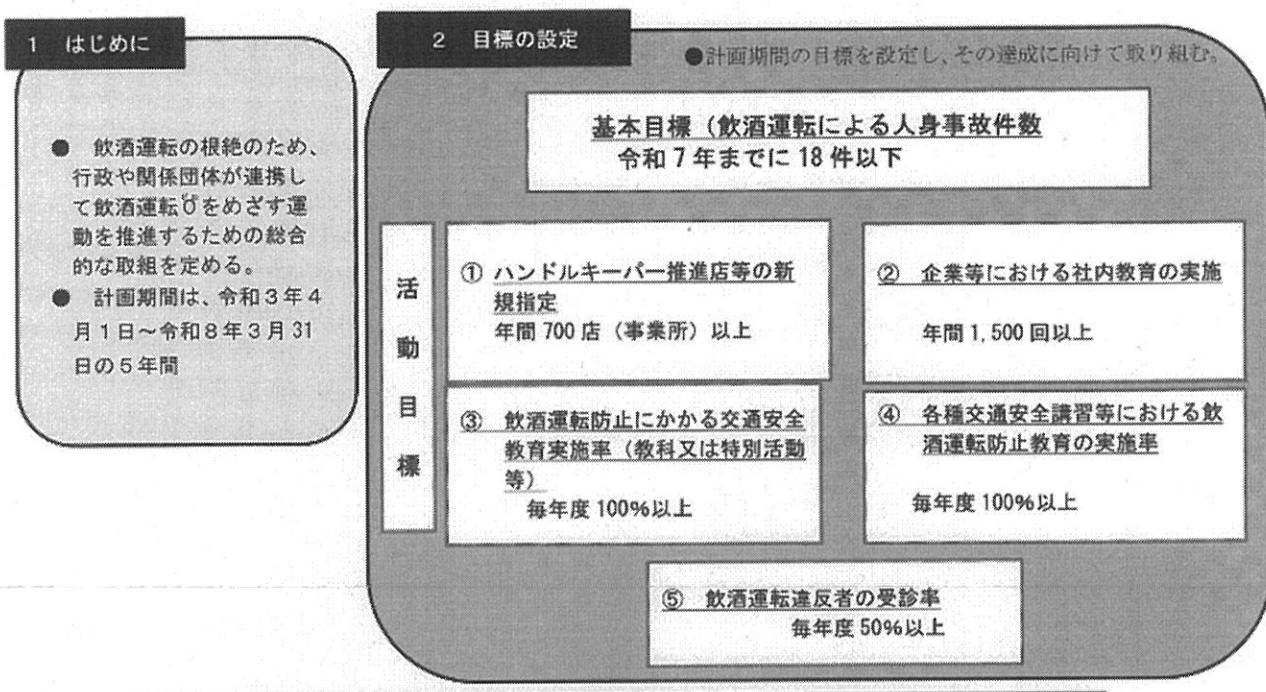
第 6 条第 4 項

知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

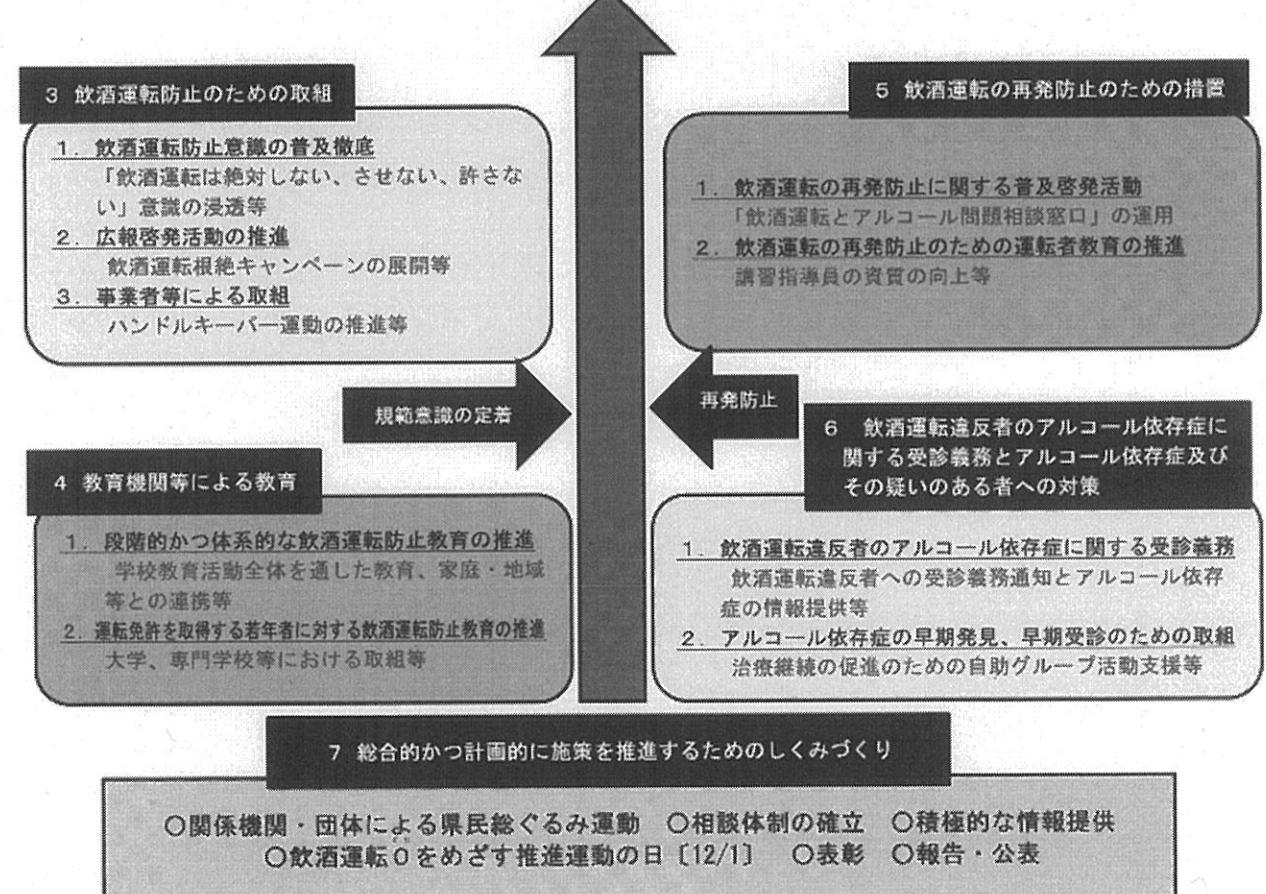
目 次

第1 「第3次三重県飲酒運転0をめざす基本計画」の概要	1
第2 三重県の飲酒運転の現状	
1 飲酒運転による人身事故の発生状況	2
2 飲酒運転違反取締件数	2
第3 令和3年度の数値目標達成状況	
1 基本目標	4
2 活動目標	5
第4 「第3次三重県飲酒運転0をめざす基本計画」に基づく令和3年度の取組概要と課題	
1 基本計画に定める4つの基本方針	8
2 基本方針の取組（成果と課題）	8
第5 今後の取組方向（令和4年度以降の取組）	
1 規範意識の定着	13
2 飲酒運転の再発防止	13
第6 「第3次三重県飲酒運転0をめざす基本計画」に基づく令和3年度の具体的な取組状況	
I 飲酒運転防止のための取組	
1 飲酒運転防止意識の普及徹底	15
2 広報啓発活動の推進	19
3 事業者等による取組	22
II 教育機関等による教育	
1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	28
2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	31
III 飲酒運転の再発防止のための措置	
1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	32
2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進	33
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	
1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	34
2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	35
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	
1 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進	40
2 相談体制の確立	40
3 情報提供	40
4 飲酒運転0をめざす推進運動の日	41
5 表彰	41
6 実施状況の報告と公表	41
○ 参考資料	
1 三重県交通対策協議会 飲酒運転0をめざす部会の構成	42

第1 「第3次三重県飲酒運転〇をめざす基本計画」の概要



飲酒運転〇へ ~STOP! 飲酒運転 in みえ~



第2 三重県の飲酒運転の現状

1 飲酒運転による人身事故の発生状況

県内の飲酒運転による人身事故発生件数は、平成19年9月に施行された改正道路交通法の罰則強化により減少はじめ、令和3年の発生件数は28件（対前年比9件減少）となりました。

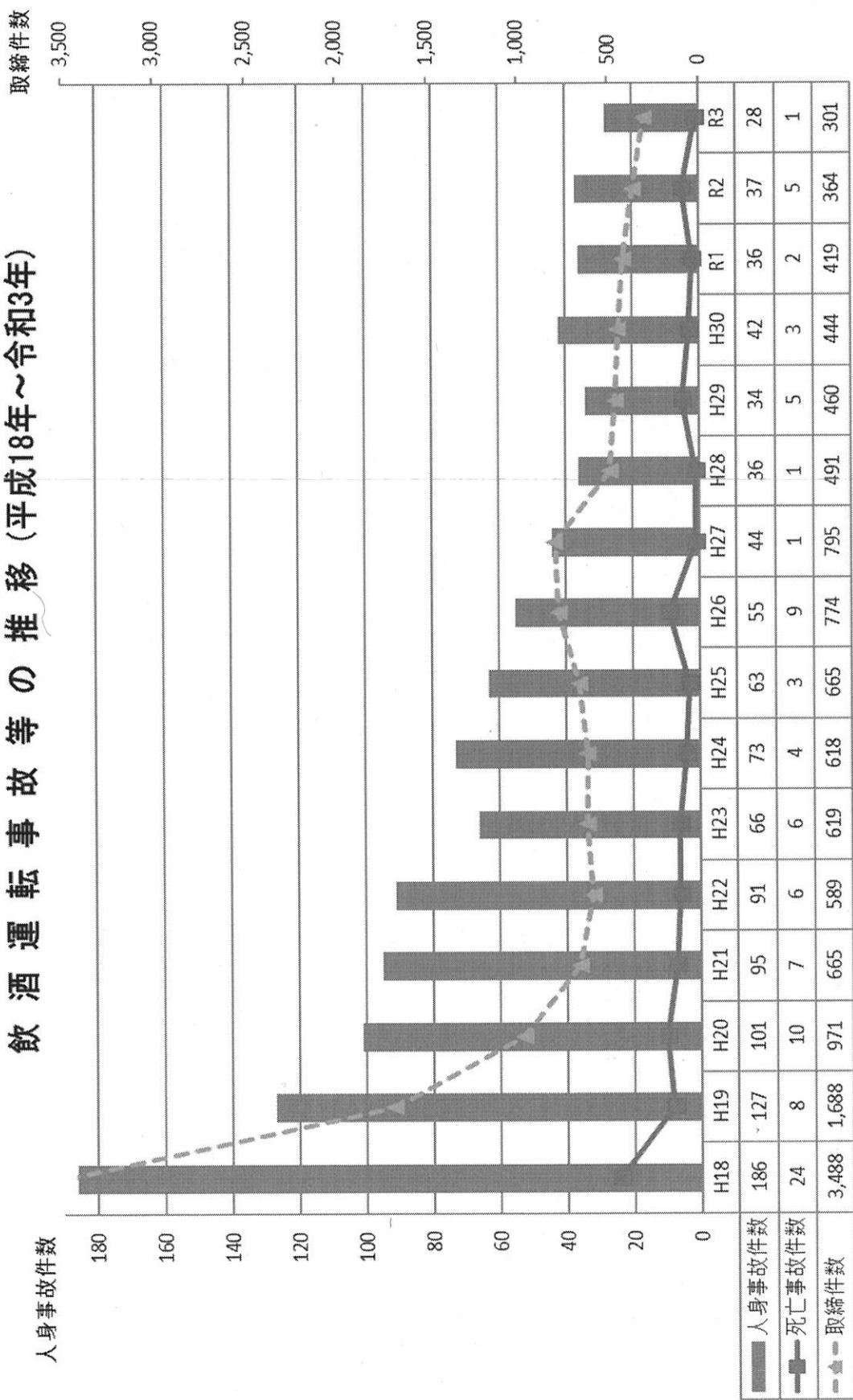
また、死亡事故件数については、1件（対前年比4件減少）でした。

2 飲酒運転違反取締件数

県内の飲酒運転違反取締件数は、平成25年の「飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」施行後、全国平均よりも高い減少率を記録するなどし、令和3年時点で、条例施行前年の平成24年と比べ50%以上の減少率となっています。

しかし、令和3年においてもいまだに301件（対前年比63件減）の飲酒運転違反が検挙されている現状にあります。

飲酒運転事故等の推移(平成18年～令和3年)



第3 令和3年度の数値目標達成状況

県は、「三重県飲酒運転0をめざす条例」に基づき、令和3年度に「第3次三重県飲酒運転0をめざす基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）を策定し、本計画の計画期間（令和3年度から令和7年度）において、県、警察本部、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業所、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、1つの基本目標と5つの活動目標を設定しています。

第3次基本計画の計画期間の初年度となる令和3年度は、基本目標である「飲酒運転による人身事故件数」は達成できなかったものの、活動目標である「ハンドルキーパー推進店等の指定等」、「企業等における社内教育の実施」、「各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率」、「飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科又は特別活動等）」および「飲酒運転違反者の受診率」の5項目全てについて、目標を達成することができました。

1 基本目標

○ 飲酒運転人身事故件数（年間）

【設定の考え方】飲酒運転による人身事故が0（ゼロ）になることをめざして、毎年2件以上の減少をめざします

第3次基本計画					
年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
目標値	27件以下	25件以下	23件以下	21件以下	18件以下
実績値	28件				
達成状況	0.96				

（参考）飲酒運転人身事故件数の推移

（単位：件）

年	第1次基本計画			第2次基本計画					
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	
目標値		53	43	38	33	28	23	18	
実績値	63	55	44	36	34	42	36	37	
達成状況		0.96	0.98	1.00	0.97	0.67	0.64	0.49	

○ 目標値に対する達成状況

平成25年7月に施行された条例による取組の成果として、年間の飲酒運転人身事故件数は、平成25年の63件からは大幅に減少し、令和3年の発生件数は28件と、目標値である「27件以下」をわずかに達成することはできませんでしたが、昨年より9件の大幅な減少となっており、条例施行以降最少となっています。

このように、飲酒運転人身事故件数は、長期的に見て減少傾向にあるものの、いまだに飲酒運転違反者が存在しているため、引き続き条例の基本方針である規範意識の定着、飲酒運転の再発防止に努めるとともに、警察本部においては、飲酒運転による交通事故の分析に基づく交通指導取締りを推進していきます。

2 活動目標

(1) ハンドルキーパー推進店等の指定等

【設定の考え方】広く社会全体でハンドルキーパー運動を浸透させるため、新たなハンドルキーパー推進店等として、年間 700 店以上の指定をめざします。

第3次基本計画					
年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目標値	700店 (事業所)	700店 (事業所)	700店 (事業所)	700店 (事業所)	700店 (事業所)
実績値	979店 (事業所)				
達成状況	1.00				

○ 目標値に対する達成状況

令和3年度の実績値は979店（事業所）となり、年間指定数700店以上という目標は達成しました。

ハンドルキーパー推進店等の指定については、(一財)三重県交通安全協会や警察本部が、飲食店や事業所に対して行うもののか、三重県小売酒販組合連合会の各地区小売酒販組合が開催する酒類販売管理研修（法定研修）の受講者に対して、暮らし・交通安全課が行うものがあります。

指定の際には、条例に基づく事業所の取組について指導しており、目標達成のため、今後も広くハンドルキーパー運動の普及啓発に努めています。

(2) 企業等における社内教育の実施

【設定の考え方】企業等の社内教育の実施について、毎年度1,500回以上の実施をめざします。

※これまで取り組んできた教育機関等における飲酒運転防止教育に加えて、「第3次基本計画」から、目標として新たに設定しています。

第3次基本計画					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目標値	1,500回	1,500回	1,500回	1,500回	1,500回
実績値	1,500回 以上				
達成状況	1.00				

○ 目標値に対する達成状況

安全運転管理者講習等の実施を通して、企業等による飲酒運転防止教育が推進され、目標値を達成することができました

今後も、推進機関による講習や情報提供の実施により、企業等による自主的な飲酒運転防止教育の推進を支援していきます。

(3) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率

【設定の考え方】受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ、毎年度 100 パーセント実施をめざします。

第3次基本計画					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目標値	100%	100%	100%	100%	100%
実績値	100%				
達成状況	1.00				

○ 目標値に対する達成状況

各種の交通安全講習（運転免許取得時講習・更新時講習・取消処分者講習・停止処分者講習・高齢者講習・安全運転管理者等講習、その他関係機関・団体が行う交通安全講習）においては、飲酒運転防止教育を必ず取り入れて実施することにより、目標値を達成することができました。

今後も、受講対象に応じた飲酒運転防止教育を実施していきます。

(4) 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科または特別活動等）

【設定の考え方】小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の毎年度 100 パーセント実施をめざします。

第3次基本計画					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目標値	100%	100%	100%	100%	100%
実績値	100%				
達成状況	1.00				

○ 目標値に対する達成状況

県教育委員会は、小学校、中学校、高等学校に対して、地区別生徒指導連絡協議会や各種研修会において、学校における飲酒運転の根絶に関する教育の必要性を伝達しました。

保健の学習等において、飲酒運転の根絶に関する指導を行った（実施予定を含む）と回答した学校は、小学校、中学校、高等学校において「100%」であり、目標値を達成することができました。

今後も各学校において、児童、生徒の発達段階に応じた飲酒運転防止教育が継続的に実施され、飲酒運転根絶の規範意識が醸成されるよう働きかけていきます。

（5）飲酒運転違反者の受診率

【設定の考え方】飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率、50パーセント以上をめざします。

第3次基本計画					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目標値	46%以上	47%以上	48%以上	49%以上	50%以上
実績値	55.4%				
達成状況	1.00				

○ 目標値に対する達成状況

県は公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を案内した書面を添付のうえ受診義務通知を発出し、報告期限の60日を経過しても、受診報告がない場合には勧告を行うとともに、さらなる受診率の向上を図るため、第3次基本計画に基づき、勧告のあと報告期限の40日を経過しても受診報告がない場合には、再勧告をする取組を新たに行いました。

このようなことから、令和3年度の実績値は「55.4%」と、令和3年度の目標値である「46%以上」と最終目標値である「50%以上」を達成することができました。

今後も、アルコール依存症および多量飲酒者の早期発見、早期受診のため、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して適切な助言指導を行うとともに、受診通知・勧告に加えて、引き続き、再勧告を行い、飲酒運転違反者の受診率がさらに向上するよう取り組んでいきます。

第4 「第3次三重県飲酒運転ゼロをめざす基本計画」に基づく令和3年度の取組概要と課題

第3次基本計画では、条例の柱とする方針である「規範意識の定着」と「飲酒運転の再発防止」に枠組みした4つの基本方針を策定し、飲酒運転根絶への取組を推進することとしています。

1 基本計画に定める4つの基本方針

条例の柱とする方針	第3次基本計画の基本方針
規範意識の定着	<ul style="list-style-type: none">○飲酒運転防止のための取組 県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という意識の定着のための教育、啓発活動を推進○教育機関等による教育 教育機関等における飲酒運転ゼロをめざす教育および啓発を推進
飲酒運転の再発防止	<ul style="list-style-type: none">○飲酒運転の再発防止のための措置 飲酒運転をした者等に対し、再発防止のための教育を実施○飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策<ul style="list-style-type: none">・アルコール依存症等の知識の普及および飲酒運転との関係についての啓発を推進・飲酒運転違反者に対する受診通知とアルコール依存症に関する情報提供を実施

2 基本方針の取組（成果と課題）

（1）飲酒運転防止のための取組

ア 飲酒運転防止意識の普及徹底

「三重県交通安全県民運動実施要綱」の重点目標の一つに「飲酒運転等の根絶」を掲げ、四季の交通安全運動における啓発のほか、企業等による社内での自主的な飲酒運転防止教育の推進や、関係機関・団体による交通安全啓発活動、飲酒運転違反取締り、ハンドルキーパー運動の普及など、様々な手段・方法で飲酒運転防止意識の醸成を行いました。

イ 広報啓発活動の推進

県は、飲酒運転の根絶をめざすための広報啓発活動の一環として、関係機関・団体と連携し、飲酒運転ゼロをめざす啓発事業を実施しました。

この取組では、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という規範意識の定着と飲酒運転の再発防止を目的として、多くのドライバーが訪れる観光施設において、スローガン「STOP！飲酒運転 in みえ～根絶の一歩はあなたの自覚から～」を展開し、広報啓発活動を行いました。

また、ラジオ放送やテレビ放送等の各種メディアの活用、啓発用ポス

ター・チラシの配布、四季の交通安全運動に合わせた広報啓発活動等を行いました。

※《令和3年度の啓発事業実施状況》

- 飲酒運転ゼロをめざす推進運動の日（12月1日）街頭キャンペーン
開催日：令和3年12月1日（水）
開催場所：なばなの里（桑名市）
内容：飲酒運転ゼロをめざす条例の周知、飲酒運転の撲滅意識の醸成を図るため、啓発物品、啓発チラシの配布や酩酊状態疑似体験により、飲酒運転の危険性を訴えた。
実施者：県、警察本部、（一財）三重県交通安全協会
(公社)三重県断酒新生会

- 新型コロナウイルス感染症への対応
啓発事業については、令和3年度中も、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面型行事が一部中止となったものもありましたが、感染防止対策を講じながら、各季の交通安全運動等の機会を捉え、関係機関・団体と連携・実施しました。

ウ 事業者等による取組

- (ア) (一社)三重県タクシー協会、(一社)三重県トラック協会、(公社)三重県バス協会では、従業員に対する飲酒運転防止教育の実施、始業点呼時等におけるアルコールチェッカーを使用した飲酒検知の実施等について事業所への指導を徹底しました。
- (イ) (一社)三重県安全運転管理協議会では、酒酔い体験ゴーグル、アルコールチェッカー、交通安全教育DVDの貸出を行い、事業所における飲酒運転根絶意識の向上を図りました。
- (ウ) (公財)三重県生活衛生営業指導センターでは、店舗巡回訪問時に自動車運転代行もしくは公共交通機関の利用、およびハンドルキーパー運動の普及に係る呼び掛けを行いました。
- (エ) 三重県小売酒販組合連合会では、酒類販売店への啓発ポスターの掲示、酒類販売関係者へのチラシ配布などを通じ啓発活動を行いました。また、県は、同連合会と連携し、酒類販売管理研修の受講者に対して、事業者による飲酒運転防止の徹底（来店者への声かけ）を呼び掛けました。
- (オ) (公社)三重断酒新生会では、フォーラムや研修会等の開催や街頭啓発の実施により、飲酒運転撲滅に向けた啓発を行いました。

[課題]

条例施行後の飲酒運転人身事故件数は減少しており、条例制定の効果が表れています。しかし、飲酒運転を根絶するには、さらなる飲酒運転防止意識の高揚を図る必要があることから、関係機関・団体が連携し、広報・啓発活動の取組を進めていく必要があります。

(2) 教育機関等による教育

ア 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

- (ア) 県教育委員会では、地区別生徒指導連絡協議会や各種研修会において、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転の根絶をめざす教育の必要性を伝えました。
- (イ) 交通安全教育実施機関においては、受講者の年齢に応じた研修等を実施しました。

イ 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

- (ア) 運転免許講習等実施機関では、運転免許取得時講習、初心運転者講習等で飲酒運転防止教育を実施しました。
- (イ) 三重県小売酒販組合連合会では県内の大学、短期大学等の新入学生に対して 20 歳未満飲酒防止等に関する冊子配布による飲酒運転防止教育（啓発）を実施しました。

[課題]

飲酒運転の根絶をめざすには、幼少期から発達段階に応じた「飲酒とアルコール問題」に関する交通安全教育を実施し、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性や危険性について理解させることで規範意識を定着させる必要があります。

(3) 飲酒運転の再発防止のための措置

ア 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」では、専門の相談員が、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して情報提供や適切な助言指導を行い、アルコール依存症に関する受診の促進に努めました。

イ 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

警察本部では、運転免許取消処分者講習、運転免許停止処分者講習で飲酒運転の再発防止のための運転者教育を推進しました。

また、講習実施機関の講習指導員に対し研修を行い、講習時の飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

[課題]

飲酒運転の再発防止には、違反者本人が「二度としない」という強い自覚を持つことと、家族や周囲の者の協力により、飲酒運転を未然に防止する環境を整えていく必要があります。

(4) 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

ア 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

県では、公安委員会から情報提供を受けた飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を案内した書面を添付して、毎月受診義務通知を発出するとともに、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者やその家族等からの相談に対して適切な助言指導を行い、受診促進に努めました。

そして、受診義務通知から、報告期限の 60 日を経過しても受診報告がない場合に行う勧告に加え、さらなる受診率の向上を図るために、第3次基本計画に基づき、勧告から報告期限の 40 日を経過しても受診報告がない場合に、再勧告を行う取組を、令和 3 年度から新たに開始しました。

なお、令和 3 年度においては、受診義務通知（276 件）に対する受診報告数は 104 件、勧告（172 件）に対する受診報告数は 30 件でした。そして、再勧告（138 件）をすることにより、受診報告数がさらに 19 件ふえました。この結果、合計受診率は「55.4%」となり、受診率の向上につながりました。そして、令和 3 年度の目標値である「46%以上」と最終目標値である「50%以上」を達成することができました。

○ 受診義務（勧告・再勧告）通知に対する受診報告件数の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	平成 27 年 7月 15 日時点	平成 28 年 7月 15 日時点	平成 29 年 7月 15 日時点	平成 30 年 7月 15 日時点
通知書送付数 (前年同対比)	542 件	744 件 (+202 件)	473 件 (-271 件)	436 件 (-37 件)
受 診 報 告 数 (受 診 率)	203 件 (37.5%)	269 件 (36.2%)	150 件 (31.7%)	150 件 (34.4%)
勧告書送付数 (構 成 率)	254 件 (46.9%)	362 件 (48.7%)	230 件 (48.6%)	282 件 (64.7%)
受 診 報 告 数 (受 診 率)	42 件 (16.5%)	56 件 (15.5%)	29 件 (12.6%)	33 件 (11.7%)
合 計 報 告 数 (受 診 率)	245 件 (45.2%)	325 件 (43.7%)	179 件 (37.8%)	183 件 (42.0%)
	平成 30 年度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	令和元年 7月 15 日時点	令和2年 7月 15 日時点	令和3年 7月 15 日時点	令和4年 7月 15 日時点
通知書送付数 (前年同対比)	417 件 (-19 件)	395 件 (-22 件)	381 件 (-14 件)	276 件 (-105 件)
受 診 報 告 数 (受 診 率)	161 件 (38.6%)	136 件 (34.4%)	151 件 (39.6%)	104 件 (36.2%)
勧告書送付数 (構 成 率)	250 件 (60.0%)	251 件 (63.5%)	224 件 (58.8%)	172 件 (62.3%)
受 診 報 告 数 (受 診 率)	34 件 (13.6%)	51 件 (20.3%)	44 件 (19.6%)	30 件 (17.4%)
再勧告書送付数 (構 成 率)				138 件 (50.0%)
受 診 報 告 数 (受 診 率)				19 件 (13.8%)
合 計 報 告 数 (受 診 率)	195 件 (46.8%)	187 件 (47.3%)	195 件 (51.2%)	153 件 (55.4%)

○ 飲酒運転防止相談窓口（平成 26 年 4 月 1 日設置）における相談件数の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H26 年度	4	3	6	10	5	8	4	7	13	9	23	19	111
H27 年度	17	19	16	15	18	12	14	13	16	13	15	12	180
H28 年度	9	10	15	8	9	12	9	13	7	11	11	12	126
H29 年度	12	2	10	8	10	6	8	4	8	9	8	6	91
H30 年度	15	11	7	6	10	11	10	6	8	6	5	8	103
R元年度	6	6	11	11	4	8	7	3	5	10	12	10	93
R2 年度	5	4	3	7	15	10	14	10	11	8	10	4	101
R3 年度	10	6	5	12	2	4	5	3	5	5	5	10	72

イ アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

(ア) 県では、アルコール依存症の早期発見のため、専門的な検査を受けられる医療機関を33機関指定しています。

(イ) 警察本部では、運転免許取得・更新時に受理する質問票に基づき、個別聴取を行い、アルコール依存症の把握に努めるとともに、申告がある申請者に対して、医療機関での受診を助言しました。

また、飲酒運転により運転免許停止処分を受けた者に対しては、運転免許証返還時の受診促進に努めました。

そのほか、取消処分者講習受講者270人に対して、アルコール・スクリーニングテストを実施し、アルコール依存程度を自覚させた飲酒運転防止対策を実施しました。

(ウ) (公社) 三重断酒新生会では、県内各地に酒害相談員を配置し、電話相談窓口で、「アルコール依存症および飲酒運転」に関する相談に対応しました。

令和3年度中に11回の酒害相談に対応した結果、アルコール依存症からの回復をめざして、3人が三重断酒新生会に入会しました。

[課題]

県が令和元年に実施した「指定医療機関で受診した飲酒運転違反者の状況調査」の結果から、アルコール依存症の飲酒運転違反者が7%、アルコール依存症の疑いまたはアルコール乱用の飲酒運転違反者が60%と、受診した飲酒運転違反者の67%にアルコール依存症またはその疑いがあることが分かっていることから、早期受診を促し、治療につなげることでアルコール依存症等からの回復を図ることが飲酒運転の再発防止に効果が高いと考えられます。

そのため、受診通知の発出とともに飲酒運転違反者やその家族等からの相談への対応により、早期受診、早期治療につなげていく必要があります。

そして、受診率のさらなる向上に向け、受診通知・勧告に加えて、引き続き、再勧告を実施するとともに、条例の趣旨やアルコール依存症に関する正しい知識の普及、指定医療機関の追加等、受診しやすい環境整備を推進する必要があります。

第5 今後の取組方向（令和4年度以降の取組方向）

1 規範意識の定着

（1）飲酒運転防止のための取組

飲酒運転の根絶のため、四季の交通安全運動における啓発、飲酒運転ゼロをめざす啓発事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、メディア等を活用した広報啓発活動を積極的に推進していきます。

企業等における飲酒運転防止に向けた教育を引き続き促進するとともに、「飲酒運転ゼロをめざす運動」のスローガンである「STOP!飲酒運転 in みえ」を展開し、飲酒運転防止意識の更なる浸透と高揚を図ります。

（2）教育機関等による教育の普及

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすためには、小学校から高等学校、また、飲酒を始める時期でもある大学において、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性、危険性について正しい知識の習得が行われるよう、継続して働きかけを行っていきます。

2 飲酒運転の再発防止

（1）飲酒運転の再発防止のための措置

飲酒運転再発防止に向けて「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」への飲酒運転違反者や家族等からの相談に対して、アルコール依存症に関する受診義務の履行を促すほか、飲酒運転防止意識の醸成・定着に向けた適切な助言指導に取り組んでいきます。

また、適切な講習・指導が行われるよう講習実施機関の講習指導員へ働きかけを行い、違反者に対する規範意識の醸成を図ります。

（2）飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

飲酒運転につながるおそれがあるアルコール依存症の早期発見のため、広く県民に対してアルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族や事業所などの周囲の者が適切に対応できるよう対応方法や相談窓口の周知に努めていきます。

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者および家族等に対する助言指導により受診義務の履行を促すほか、保健所等において、アルコール依存症に関する相談を受けた場合には、アルコール専門医療機関と連携して支援を行い、アルコール依存症の早期治療へつなげていくとともに、第3次基本計画に基づき本年度から新たに取り組んだ、受診勧告後40日を経過しても報告がない飲酒運転違反者への再勧告の取組を引き続き行い、受診率のさらなる向上に努めます。

また、受診しやすい環境を整えるため、指定医療機関の拡大を図るとともに医療機関、自助グループ等の関係機関・団体と連携し、アルコール健康障害やアルコール関連問題の知識の普及・啓発と理解の促進に努めています。

そのほか、アルコール健康障害対策基本法（平成 26 年 6 月施行）に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画（平成 29 年 3 月施行）」により、アルコール関連問題の解決・予防に向けて警察本部、市町、医療機関、行政機関との連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めています。

ゼロ 第6 「第3次三重県飲酒運転0をめざす基本計画」に基づく令和3年度の具体的な取組状況

(基本計画の体系に基づき記載 大項目5－中項目15－小項目49)

| - 1

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	1 飲酒運転 防止意識 の普及徹底	(1) 交通安全 教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及	推進機関は、飲酒運転の根絶に向けてさまざまな機会を通して、交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及徹底に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県交通安全県民運動実施要綱に飲酒運転の根絶を重点目標として定めたほか、酒類販売管理研修や様々な機会を通して、条例の周知に係る講話等を実施しました。 【環境生活部】 ○ 令和3年中、運転免許更新時講習受講者 212,745 人および高齢者講習受講者 63,794 人に対し、飲酒運転防止教育を実施しました。 【警察本部】 ○ 協会本部では 11月および3月に事故防止セミナーを開催し、経営者・管理者に飲酒運転の危険防止についての教育を徹底しました。また、協会支部では、桑員と伊賀で主にドライバーを対象とした安全運転講習会を実施しました。 ○ 初任運転者特別講習会を年4回開催し、「飲酒運転防止等の法令遵守の徹底に係わる通達について」を説明しました。 【(一社) 三重県トラック協会】
I 飲酒運転 防止のため の取組	1 飲酒運転 防止意識 の普及徹底	(2) 飲酒運転 根絶キャンペー ンの推進	県は、各種交通安全運動等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携し、飲酒運転根絶のためのキャンペーンを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日である12月1日に、なばなの里(桑名市)において、関係機関・団体が連携し、キャンペーンを行い、来訪者に対し、啓発物品、啓発チラシの配布や酩酊状態疑似体験により、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転の根絶を呼び掛けました。 【環境生活部】 【警察本部】 【(一財) 三重県交通安全協会】 【(公社) 三重断酒新生会】 ○ 関係機関・団体と連携し、ラジオ、テレビCM等のメディアを活用した飲酒運転根絶に向けた啓発活動を展開しました。 【環境生活部】 ○ 県・市町や企業と連携して、ポスター掲示やチラシ配布などの広報活動を展開し、飲酒運転根絶の気運醸成に努めました。 【警察本部】 ○ トラックの日(10月9日)の関連行事について、各支部で飲酒運転根絶キャンペーンを実施したほか、四季の「交通安全県民運動」期に会員に啓発チラシを配布しました。 【警察本部】 ○ 警察本部が実施した「飲酒運転根絶啓発」街頭啓発に参加し、周知啓発を行いました。 【(一社) 三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	1 飲酒運転 防止意識 の普及徹 底	(3) 飲酒運転 の危険性、 飲酒運転 事故実態 の周知	県は、テレビ、 ラジオ、新聞等 のマスメディアを活用して、 飲酒運転の危 険性や飲酒運 転による交通 事故の実態等 の周知を図り ます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運行管理者を対象とする講習で、運送事業における飲酒運転防止対策について講義を行いました。 特別講習 2回 27人 【中部運輸局三重支局】 ○ マスメディア（テレビスポット放送、ラジオスポット放送）を活用し、飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例、飲酒運転の危険性、飲酒運転事故実態の周知に努めました。 【環境生活部】
I 飲酒運転 防止のため の取組	1 飲酒運転 防止意識 の普及徹 底	(4) 交通指導 取締り、広 報啓発、飲 食店に対 する指導 および交 通安全教 育の推進	警察は、飲酒運 転による交通 事故実態等分 析に基づいた 指導取締りや 周辺者の責任 追及を徹底し ます。また、運 転免許更新時 講習等を通じ た交通安全教 育を推進する とともに、県、 市町、関係機 関・民間団体等 と連携した広 報啓発活動を 推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の検挙状況および飲酒運転による交通事故実態の分析結果に基づき、交通指導取締りを推進した結果、令和3年中、飲酒運転301件を検挙しました。さらに飲酒運転周辺者に対する捜査を実施し、責任追及の徹底を図った結果、飲酒運転周辺者三罪（車両提供罪、酒類提供罪および車両同乗罪）19件を検挙しました。 ○ 四季の交通安全運動の重点に「飲酒運転の根絶」を盛り込み、出発式や街頭キャンペーン等による広報啓発活動を実施しました。 【警察本部】 ○ 各地区交通安全協会主催の各種交通安全教室において、飲酒運転根絶をテーマにしたDVDの上映や飲酒ゴーグルによる飲酒状態の模擬体験などを通じて、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転根絶に向けた実践的な交通安全教育を推進しました。 【(一財)三重県交通安全協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のための取組	1 飲酒運転 防止意識 の普及徹 底	(5) 情報提供、 ハンドル キーパー 運動やア ルコール 依存症の 知識の普 及、相談窓 口の周知	推進機関は、事業者における社員教育、老人会等の地域における啓発・教育について働きかけを行うとともに、必要な情報提供等を行い、取組を支援します。また、酒類提供事業者に対する啓発やハンドルキーパー運動および、アルコール依存症に関する知識の普及、相談窓口の周知に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県小売酒販組合連合会の酒類販売管理研修（30回）に参加し、受講者の酒類販売管理者に対して条例の周知と飲酒運転の恐ろしさや飲酒運転事故の悲惨さを訴えかける研修会を実施しました。 また、啓発活動や講習の機会を通じ、相談窓口の周知に努めました。 ※ 酒類販売管理研修受講者数（販売店数）979店 【環境生活部】 ○ 事業所や飲食店等に対して、交通情勢や飲酒運転の悪質性等を周知し、ハンドルキーパー運動の協力を求めて、飲酒運転を許さない社会的気運を高めました。 ○ 飲酒運転による交通事故発生状況を県警ホームページに毎月登載するなど、県民に対し情報提供を行いました。 【警察本部】 ○ 機関誌（みえ自家用自動車新聞、毎月8000部発行）等を活用した会員（自家用自動車ユーザー）等への情報提供を実施します。 【（一社）三重県自家用自動車協会】 ○ 安全運転管理者講習を県内11会場において、54回実施し、7,978人（正6,763人、副1,215人）に対し、飲酒運転の危険性・罪悪性を周知し、職場から家庭、地域への飲酒運転根絶意識の波及を図りました。 ○ 毎月1日発行の機関紙「みえANKAN」（発行部数毎月6,860部）にて飲酒運転をはじめとする交通事故防止に関する情報を発信しました。 ○ 10月22日鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて、安全運転管理者38人対象の交通安全教育「指導者トレーニング」を開催し、飲酒運転の根絶を周知しました。 【（一社）三重県安全運転管理協議会】 ○ 本年度開催をしたすべての酒類販売管理研修時において、「飲酒運転ゼロをめざす条例」に伴うお願い冊子等を配布して飲酒運転事故の現状および飲酒撲滅に向けた取組を周知し、酒類販売業者に知識の普及と相談窓口の周知を図りました。 ○ 中央会開催の酒類販売管理研修のコア講師講習および県連合会等開催の酒類販売管理研修の講師講習は、新型コロナ感染対策のため開催を見送りましたが、講師向けの研修資料を通じて、各知識の普及、相談窓口の周知を図りました。 【三重小売酒販組合連合会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	1 飲酒運転 防止意識 の普及徹 底	(6) 公共交通 機関の利 用促進 ア 公共交通 機関、自動 車運転代 行業の利 用促進、ハ ンドルキ ーパー運 動の普及	推進機関は、「飲んだら乗 るな、乗るなら飲むな」の気運 を高め、公共交通機関や自動 車運転代行業の利用促進、ハ ンドルキーパー運動の普及 を行い、飲酒運 転根絶のため の社会環境づ くりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転防止のため、公共交通機関、自動車運転代行業 の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及に努めました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 三重県生活衛生同業組合連合会理事会等において、飲酒 運転根絶について各組合員に周知・注意喚起するよう協力を 求めました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】
I 飲酒運転 防止のた めの取組	1 飲酒運転 防止意識 の普及徹 底	(6) 公共交通 機関の利 用促進 イ 自動車運 転代行業 の指導育 成	県、警察では、 自動車運転代 行業の指導育 成を図ること で利用促進に 努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車運転代行業者に対する立入検査を実施しました。 ※ 令和3年中立入検査実施件数：87件 【警察本部】
I 飲酒運転 防止のた めの取組	1 飲酒運転 防止意識 の普及徹 底	(7) 事業所等に おける社内 教育の推進	推進機関は、事 業所等における 社内教育が推 進されるよう、事 業所の自主的 な社内教育を 支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者等講習や企業を対象とした交通安全教育 において、飲酒運転の悪質性・危険性を周知しました。 【警察本部】 ○ 安全運転管理者講習を県内 11 会場において、54 回実施 し、7,978 人（正 6,763 人、副 1,215 人）に対し、飲酒運転 の危険性・罪悪性を周知し、職場から家庭、地域への飲酒 運転根絶意識の波及を図りました。 ○ 毎月 1 日発行の機関紙「みえANKAN」（発行部数毎月 6,860 部）にて飲酒運転をはじめとする交通事故防止に関する 情報を発信しました。 ○ 10 月 22 日鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて、 安全運転管理者等 38 人対象の交通安全教育「指導者トレ ーニング」を開催し、飲酒運転の根絶を周知しました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 ○ 協会本部で7月に健康管理セミナーを行い、社内教育に 役立てるよう指導徹底しました。 【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のための取組	2 広報啓発 活動の推進	(1) 飲酒運転 根絶に係る 広報・啓発	県民、事業者、行政等が連携して、被害者の声や違反者の手記などを取り入れた啓発や飲酒運転による交通事故等の実態を踏まえた広報を実施して、スローガン「STOP! 飲酒運転 in みえ」というの積極的な展開を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 酒類販売管理研修会において飲酒運転事故加害者の手記を取り入れた講話を実施し、飲酒運転の悲惨さを伝え、飲酒運転根絶の機運を高めました。 ○ スローガンを掲載した四季の交通安全運動実施要綱や、条例啓発用チラシ配布による広報啓発を行いました。 【環境生活部】 ○ スローガン「STOP! 飲酒運転 in みえ」が記載されたチラシを配布するなど、広報啓発活動を実施しました。 【警察本部】 ○ 協会支部と連携し、四日市市内の道路において、交通安全街頭活動等でミルミルウェーブ等の啓発PRを実施しました。 【(一社)三重県トラック協会】
I 飲酒運転 防止のための取組	2 広報啓発 活動の推進	(2) 飲酒運転 0をめざす 推進運動の日	毎年12月1日を「飲酒運転0をめざす推進運動の日」とし、関係団体が連携した啓発活動等のキャンペーン等を実施することにより、県民の飲酒運転根絶向けた気運の醸成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日である12月1日に、なばなの里（桑名市）において、関係機関・団体が連携し、キャンペーンを行い、来訪者に対し、啓発物品、啓発チラシの配布や酩酊状態疑似体験により、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転の根絶を呼び掛けました。 【環境生活部】 【警察本部】 【(一財)三重県交通安全協会】 【(公社)三重断酒新生会】 ○ 令和4年4月1日からの安全運転管理者による従業員へのアルコールチェックの義務化に伴い、前日の3月31日、県警交通企画課、高速道路交通警察隊および亀山警察署と連携して、名阪関ドライブインにおいてアルコールチェックの啓発キャンペーンを行いました。 ○ 当初予定の年末の交通安全県民運動の初日に「飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」と合わせて、警察本部前でのキャンペーン出発式への参加は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となりました。 12月1日に開催を予定していた「キャンペーン出発式」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 【(一社)三重県自家用自動車協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防 止のための 取 組	2 広報啓発 活動の推 進	(3) 多様な広 報媒体を 活用した 広報啓発 活動	<p>推進機関は、県民一人ひとりに對して飲酒運転ゼロをめざす推進運動の周知を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用するほか、広報誌、ボスター・チラシ、ホームページ、SNS等による広報啓発を実施します。</p> <p>また、四季の交通安全運動における取組や、家庭、学校、地域や職場等が一体となったキャンペーンの実施など、効果的な広報啓発を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県警公式ツイッター、ラジオ、スポット放送等を活用した広報を実施しました。 ○ 交通事故防止情報を毎月作成し、県内の登録事業所へメール送信し、情報提供を実施しました。また、送信メールと県警ホームページをリンクさせることで、受信者が県警ホームページ内の交通事故防止情報等を容易に閲覧できるようにしました。 【警察本部】 ○ 各季の交通安全運動期間中および、毎週FM三重へのトラフィック廣告を実施し、朝夕の車を運転するドライバーに非接触型の広報を実施するほか、大型店舗等の放送設備を活用したアナウンス、各紙新聞廣告を掲載するなど、各種広報媒体を利用した活動に努めました。 ○ 協会機関誌「交通安全みえ」（年5回発行）に飲酒運転根絶に関する記事を掲載して広報啓発を実施しするほか、YouTubeを活用した交通安全動画の作成・アップロードを行うとともに、定期的なメール配信を行い意識の高揚を図りました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 春・秋の交通安全運動期間において、バス・タクシー・トラック協会など関係18団体へ飲酒運転防止対策など、交通安全対策の徹底について周知を行いました。 ○ 「みえ交通安全・環境フェスタ」については、関係機関との検討を重ねた結果、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止しました。 【中部運輸局三重運輸支局】 ○ 機関誌（みえ自家用自動車新聞、毎月8000部発行）等を活用し、会員（自家用自動車ユーザー）等への情報提供を実施しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】 ○ トラック協会のホームページで飲酒運転ゼロ含め交通安全運動の広報を実施した。 なお、三重県交通安全環境フェスタはコロナ禍にて開催されなかったため、アルコール検知器等を使って啓発を行うことはできませんでした。 ○ 飲酒運転根絶のため、FM三重飲酒運転ゼロキャンペーンに協賛し、飲酒運転根絶の取り組みを行いました。 ○ 千葉県での飲酒運転事故を教訓とした、高速道路上の事故啓発を行いました。 【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	2 広報啓発 活動の推 進	(3) 多様な広 報媒体を 活用した 広報啓発 活動	推進機関は、県 民一人ひとりに 対して飲酒運転 をめざす推 進運動の周知を 図るため、テレ ビ、ラジオ、新 聞、インターネ ット等の広報媒 体を活用するほ か、広報誌、ポ スター・チラシ、 ホームページ、 SNS等による 広報啓発を実施 します。 また、四季の交 通安全運動にお ける取組や、家 庭、学校、地域 や職場等が一體 となったキャンペ ーンの実施な ど、効果的な広 報啓発を実施し ます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回訪問等において各店舗による飲酒運転防止のため公共交通機関、自動車運転代行業の利用およびハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるよう要請しました。 <p style="text-align: right;">【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者等 による取 組	(1) すべての 事業者に おける取 組 ア 業務上の 飲酒運転 防 止	業務上車両を運 転する者にアル コールチェック カーや面接によ る点呼を実施す るなど、従業員 等が業務上飲酒 運転を行うこと を防止するため の取組に努めま す。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務中に自動車を運転する際には、運転する職員に対し、アルコール検知器を使用して、飲酒運転の防止を図りました。 【中部運輸局三重運輸支局】 ○ 飲酒運転をしないように、外出時にアルコールチェックカーによる飲酒検知を行い、飲酒の反応が出た場合は運転させないよう指導する。また、アルコール検知器が適正に作動しているか常に確認し、誤作動等が無いように適正に管理するよう指導しました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ トラック運送事業における点呼について、アルコール検知器に使用を周知し、徹底し、飲酒運転が発生しないよう取り組みました。 ○ 事業所におけるアルコール検知器導入に対する助成を行いました。 【(一社)三重県トラック協会】 ○ 乗務員だけでなく他の従業員に対してもアルコールチェックカーによる飲酒検査を徹底しました。 【(公社)三重県バス協会】
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者等 による取 組	(1) すべての 事業者に おける取 組 イ 従業員へ の啓 発	飲酒運転根絶ボ スター等の掲 示、ミーティン グ時の講話、社 内報への掲載等 による従業員へ の啓発の実施 に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ トラック運送事業所における乗務員の指導教育の徹底を図りました。 ○ トラック協会から各運送事業者に向けての発送物の内 容に「飲酒運転根絶」の要請文等を入れて、運転者指導 教育を徹底するよう要請しました。 ○ 協会独自の取組として、交通安全に積極的な取組を推 進する「安全事業所」を募集し、115 社 3,370 人が参加し、 飲酒運転防止や無事故・無違反に取り組みました。 【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等 による取 組	(1) すべての 事業者に おける取 組 ウ ハンドル キーパー 運動推進 店への参 加	ハンドルキーパー運動推進店への参加による従員への飲酒運転防止意識の高揚に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハンドルキーパー運動推進店の指定を行いました。 推進店指定数 979 店（事業所） 【環境生活部】 ○ 各警察署においてハンドルキーパー運動推進店等の指定を行いました。 【警察本部】 ○ ハンドルキーパー運動推進店等の指定を推進しました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 広報誌を活用し、飲酒運転防止とハンドルキーパー運動の啓発を行いました。 【(一社)三重県トラック協会】
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等 による取 組	(1) すべての 事業者に おける取 組 工 飲酒運転 根絶キャ ンペーン 等への協 力	推進機関等が実施する飲酒運転根絶キャンペーン等への協力および従業員等の参加を促すとともに、会報誌等への掲載による条例の周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全教育、広報啓発活動を通じ、条例の周知に努めました。 【警察本部】 ○ バス、タクシー、トラック運送事業者の合計 27 事業所に対して監査を実施し、アルコール検知器の設置状況や点呼の実施状況を確認するなど、飲酒運転防止の徹底を指導しました。 ○ バス、タクシー、トラックの運送事業者の関係団体を通じ、「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」の文書を発出し、飲酒運転防止の周知徹底をしました。 【中部運輸局三重運輸支局】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者等 による取 組	(2) 飲酒運転 防止のため の安全 運転管 理の推進 ア 飲酒運転 防止意識 の向上	安全運転管理 者等の選任事 業所の使用者 および管理者 等は、飲酒運転 に関する知識 等の浸透を図り、 飲酒運転防 止意識の向上 に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者講習や安全運転管理推奨像伝達式等において、県下の飲酒運転による事故の発生状況や悲惨さを伝えました。 【警察本部】 ○ 安全運転者等講習を県内 12 会場において、50 回実施し、7,852 人（正 6,654 人、副 1,198 人）に対し、飲酒運転の危険性・罪悪性を周知し、職域から家庭、地域への飲酒運転根絶意識の波及を図りました。 ○ 毎月 1 日発行の機関紙「みえANKAN」（発行部数毎月、6,860 部）にて飲酒運転根絶をはじめとする交通事故防止に関する情報を発信しました。 ○ 10 月 22 日鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて、安全運転管理者等 38 人対象の交通安全教育「指導者トレーニング」を開催し、飲酒運転の根絶を周知しました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 ○ 三重県バス協会事故防止委員会において、飲酒運転根絶に向けた安全運転管理について講義し、飲酒運転防止を始めとした安全意識を浸透させるための教育を実施しました。 【警察本部】 ○ 事故防止委員会において、県警、県、運輸局の講師により飲酒運転防止をはじめとした安全意識高揚に向けての教育を行いました。 【中部運輸局三重運輸支局】 ○ 三重運輸支局、三重県、警察本部より講師を招いて、春、夏、年末の 3 回事故防止委員会を開催し、全事業者に向けて安全運転意識の徹底および事故防止の安全啓発、安全第一の推進、飲酒運転、過労運転の撲滅など安全運転意識の向上に取り組みました。 【(公社) 三重県バス協会】 ○ 春・夏・秋および年末の交通安全運動実施時期に、各事業者に対して事故防止（飲酒運転防止を含む。）について周知徹底しました。 ○ 新規タクシー運転者の 73 人に対し、飲酒運転防止について指導しました。 【(一社)三重県タクシー協会】 ○ トラック運送事業所における乗務員に指導教育の徹底を図りました。 ○ 健康起因に特化した事故防止セミナーを行い、運行管理者を中心指導を徹底しました。 ○ 運行管理者講習の受講促進に取り組み、同講習内で飲酒運転防止の意識浸透を図りました。 【(一社) 三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等 による取 組	(2) 飲酒運転 防止のた めの安全 運転管 理の推進 イ 飲酒運転 の再発防 止	従業員等からの 申告等により飲 酒運転による事 故の発生を認 知した事業所は、運 転管理、運行管理の指 導を徹底し、再 発防止に努めま す。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者講習を県内 11 会場において、54 回実施し、7,978 人(正 6,763 人、副 1,215 人)に対し、飲酒運転の危険性・罪悪性を周知し、職場から家庭、地域への飲酒運転根絶意識の波及を図りました。 ○ 毎月 1 日発行の機関紙「みえANKAN」(発行部数毎月 6,860 部)にて飲酒運転をはじめとする交通事故防止に関する情報を発信しました。 ○ 10 月 22 日鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて、安全運転管理者等 38 人対象の交通安全教育「指導者トレーニング」を開催し、飲酒運転の根絶を周知しました。 <p style="text-align: right;">【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転防止のため、始業・終業点呼時にアルコールチェッカーによる飲酒検査を行うと共に、始業点呼時にアルコール反応が出た場合は、確実にアルコールチェッカーが 0 になったことを確認し、0 にならない場合は運転させないように周知を行いました。 <p style="text-align: right;">【(公社) 三重県タクシー協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トラック運送事業所における乗務員の指導教育の徹底を図りました。 ○ トラック協会から各運送事業者に向けての発送物の内 容に「飲酒運転根絶」の要請文等を入れて、運転者指導 教育を徹底するよう要請しました。 <p style="text-align: right;">【(一社)三重県トラック協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各会員事業者においては、乗務員をはじめ全従業員に対して、アルコールチェッカーによる飲酒検査はもとより、日常の飲酒運転および過労運転防止など安全運転意識のための社員教育を実施しました。 <p style="text-align: right;">【(公社)三重県バス協会】</p>
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等 による取 組	(2) 飲酒運転 防止のた めの安全 運転管 理の推進 ウ 交通安全 機材の展 示、貸出	三重県安全運 転管理協議会は、安全運転管 理者等講習会 において交通 安全機材等を 展示するととも に、その貸し出 しを行い、飲酒 運転防止に向 け交通安全機 材の使用につ いて事業者へ の関心を高めま す。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者の事業所内での活動支援のため、 ・交通安全講習講師の派遣(年間 13 回、受講者約 500 名) ・交通事故写真パネルの貸出(18 事業所 19 組) ・交通安全DVDの貸出(182 事業所 327 枚) ・アルコール検知器の貸出(8 事業所 14 器) ・酒酔い体験ゴーグルの貸出(7 事業所 8 個) ・のぼり旗、チラシ等の啓発物品の配付 を行いました。 <p style="text-align: right;">【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会員への貸し出しDVDで、飲酒運転防止視聴教材を使用 し周知徹底を図った。 <p style="text-align: right;">【(一社)三重県トラック協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等 による取 組	(2) 飲酒運転 防止のた めの安全 運転管 理の推進 工 アルコー ル検知器 の使用の 徹底	自動車運送事 業者では、点呼 等におけるアル コール検知器の 使用の徹底を 図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール検知器の適正な管理・使用する方法、日常点検で活用する方法を周知しました。また多くの事業者でハンディタイプの簡易型アルコール検知器を使用していることから、機器の管理方法、正常に機能することの確認、定期的な機器の買い換え更新の必要性を指導しました。 ○ 適正化事業、事業者巡回指導の際、正しい点呼、アルコール検知器使用について事業所に出向き指導しました。 【(一社)三重県トラック協会】 ○ 飲酒運転をさせないように点呼時にアルコールチェッカーにより飲酒検知を行い、飲酒の反応が出た場合は運転をさせないように周知しました。 また、アルコールチェッカーが適正に作動しているか常に確認し、誤動作等が無いように常に管理するよう周知しました。 【(一社)三重県タクシー協会】 ○ 乗務員に対するアルコールチェッカーによる飲酒検査を徹底しました。 【(公社)三重県バス協会】
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等 による取 組	(3) 飲食店営 業者にお ける取組 ア 飲酒運転 根絶のポ スター等 の掲示等	飲酒運転根絶 のポスター等の 掲示、車両の運 転者には酒類 を提供しない旨 の掲出、メ ニュー等への啓 発文等の掲載 に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県生活衛生同業組合連合会理事会等において、飲酒運転根絶について各組合員に周知・注意喚起するよう協力を求めました。 ○ 組合員店舗等に対して、啓発用ポスター等の掲示について要請しました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等 による取 組	(3) 飲食店営 業者にお ける取組 イ 来店者へ の声かけ 等の実施	来店者への積 極的な声かけ、 運転代行業者 の案内、ハンド ルキーパー運 動の普及に努 めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハンドルキーパー運動の周知拡大を図るため、各季の交通安全運動期間中を始め、年間を通じて管内の飲食店および事業所に協力を求め、それぞれをハンドルキーパー運動推進モデル店およびモデル事業所に指定するなど飲酒運転根絶意識の高揚を図りました。 ・ 指定数 1,293 店（所） 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 組合員店舗、事務所に対して、ハンドルキーパー運動推進モデル店舗・事業所指定制度について紹介しました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者等 による取 組	(3) 飲食店営 業者にお ける取組 ウ 飲酒運転 根絶気運 醸成	飲食店営業者 の組合等は、組 合員等に対して ハンドルキー パー運動への 参加を促すとと もに、会報誌へ の掲載などを実 施し、条例の周 知に努め、飲酒 運転根絶の氣 運の醸成に努 めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗等に対し、ポスター・チラシの掲示依頼を行いました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者等 による取 組	(4) 酒類販売 業者にお ける取組 ア 飲酒運転 根絶のポ スター等 の掲示等	酒類販売業者 を対象とする研 修時に県が配 布するポスター 等を、販売場内 の来店者によく 見える場所へ掲 示し、飲酒運転 根絶に努めま す。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全運動等期間中に店舗等への啓発用ポスター掲 示の依頼や酒販会館玄関および研修会場(酒販会館会議室 内)に大型ポスターの掲示を行うとともに、酒類販売関係 者(酒類販売管理研修受講者)へのチラシを配布して啓 発活動をしました。 【三重県小売酒販組合連合会】
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者等 による取 組	(4) 酒類販売 業者にお ける取組 イ 来店者へ の声かけ 等の実施	車両利用の種 類購入者が飲 酒運転をするお それがあると認 められるときは、 来店者に声かけ をするなど、 飲酒運転を防 止するための取 組に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本年度実施した酒類販売管理研修を通じて、飲酒運転防 止のため酒類の購入者に対する声かけ等の重要性につい て、酒類販売関係者に周知を図りました。 ○ 中央会開催の酒類販売管理研修のコア講師講習および 県連合会等開催の酒類販売管理研修の講師講習は、新型コ ロナ感染対策のため開催を見送りましたが、講師向けの研 修資料を通じて飲酒運転防止のための声かけ等の重要性に ついて周知を図りました。 【三重小売酒販組合連合会】
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者等 による取 組	(4) 酒類販売 業者にお ける取組 ウ 飲酒運転 根絶を訴 える街頭 啓発活動 の実施	県民に対し飲酒 運転根絶を訴 える街頭啓発等 の実施に努めま す。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協会支部と連携し、四日市市内の道路において、交通安全 街頭活動等でミルミルウェーブ等の啓発PRを実施しました。 ○ 三重県警察とともに四日市霞港湾道路にて、アルコールチェ ックによる飲酒運転防止啓発を行った。 【(一社)三重県トラック協会】 ○ 全国 20 歳未満飲酒防止月間の 4 月 5 日～9 日の間に野 村證券津支店店頭ショーウィンドにて「20 歳未満飲酒防 止・飲酒運転撲滅キャンペーン」の街頭広告(横断幕・大 型ポスターを展示)の実施し、通行人等への街頭啓発活動 を行いました。 【三重県小売酒販組合連合会】 ○ 11 月 6 日(土)に J R 津駅東口で「飲酒運転撲滅(根 絶)キャンペーン」(啓発用ビラおよびポケットティッシュ の配布)を実施(参加人員:会員・家族 計 15 名)し ました。 【(公社)三重断酒新生会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
Ⅱ 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(1) 小学校、中学校、高等学校における教育 ア 学校教育活動全体を通して、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、児童生徒に、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等について理解させるとともに、生命の大切さや思いやりの心、さらには、規範意識の醸成に努めます。	学習指導要領に基づき、教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通して、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、児童生徒に、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等について理解させるとともに、生命の大切さや思いやりの心、さらには、規範意識の醸成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健の学習等において、「飲酒運転の根絶」に関連する指導を行ったと回答した学校の割合は、小学校、中学校、高等学校（全日制）で100%でした。 （令和3年度学校体育実態調査） ○ 教職員への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ＜小学校体育担当者＞ 体育担当者が集まる研修会（オンライン）で「飲酒運転0をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 ＜中学校保健体育科教員＞ 保健体育担当者が集まる研修会（オンライン）で「飲酒運転0をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 ＜高等学校保健体育科教員＞ 学校訪問や保健体育担当者が集まる研修会において、「飲酒運転0をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校訪問 ・ 元気アップ研修会（オンライン） ○ 県立学校に対し、地区別生徒指導連絡協議会において、飲酒運転の根絶を目指す教育の必要性を伝えました。 【教育委員会事務局】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(1) 小学校、中学校、高等学校における教育 イ 家庭・地域・関係機関との連携	<p>子どもが飲酒運転の怖さや飲酒運転による交通事故の悲惨などを学校で学ぶだけでなく、家庭で保護者に話したり、一緒になって考えたりする機会が持てるよう、学校は、保護者懇談会や学校だより等を通じて保護者等に対し、周知・啓発に努めます。</p> <p>また、飲酒運転根絶に向けた教育を充実するため、交通安全教室等において、飲酒運転の危険性について理解を深めるなど、飲酒運転根絶に向けた取組の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立小中学校等および県立学校に対して、「長期休業中における児童・生徒の指導について（通知）」を通じ、飲酒運転の根絶に向けた児童・生徒への指導の充実を図りました。 ○ 県立高等学校において、飲酒運転根絶に向けた交通安全教育を行った学校の割合は、全日制・定時制ともに100%でした。 <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局】</p>
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(2) 生涯学習としての交通安全教育 ア 三重県交通安全研修センター等の活用	県は、三重県交通安全研修センター等を活用し、幼児から高齢者に至る幅広い県民に対して、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教育を実施する中で、対象者の特性に応じた飲酒運転防止教育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県交通安全研修センターは、生涯学習としての交通安全教育を実施するにあたり、研修受講者の年齢に応じた飲酒運転防止等の研修を実施しました。 <p style="text-align: right;">【環境生活部】 【(一財)三重県交通安全協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(2) 生涯学習としての交通安全教育イ 段階的、体系的な教育の実施	交通安全教育や飲酒運転防止教育は、交通社会の一員としての責任と自覚、交通安全意識および交通マナーの向上に不可欠であり、生涯学習として成長過程にあわせて段階的、体系的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各警察署、警察学校において飲酒疑似体験ゴーグルの活用等による参加・体験型の安全教育を実施しました。 【警察本部】 ○ 地域の交通安全教育センターとして、県内の 11 教習所において、飲酒運転防止等に関する講習会を 291 回、2,535 人に対して実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(3) 高齢者に対する教育の推進	高齢者の交通安全教育を関係機関・団体等と連携して実施する中で、あわせて飲酒運転根絶に関する教育を、交通安全教室、社会活動および福祉活動や訪問指導の機会を通じて推進し、飲酒運転禁止の遵法意識の普及を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者交通安全アドバイザー、地域交通安全活動推進員と連携して高齢者宅訪問活動を行い、飲酒運転根絶に向けた啓発活動を実施しました。 ○ 令和 3 年中、高齢者講習受講者 63,794 人（更新時講習：63,655 人、臨時講習：139 人）に対し、飲酒運転防止教育を実施しました。 【警察本部】 ○ 県内 20 教習所において、高齢者講習受講者 63,611 人（更新時講習 63,473 人、臨時講習 138 人）に対し、飲酒運転防止教育を含む高齢者講習を実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】 ○ 開催を予定していたセーフティ＆エコドライブ研修会については、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、中止しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
II 教育機関等による教育	2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	(1) 指定自動車教習所における飲酒運転防止教育の推進	公安委員会が指定する自動車教習所は、免許取得時の教育はもちろんのこと、免許取得後の運転者に対しても、飲酒運転防止教育を含めた運転者教育に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内 20 教習所において、各運転免許の教習課程を卒業した 21,892 人に対し、カリキュラムに基づき飲酒運転防止の教習を行い、優良な初心運転者の育成に努めました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】
II 教育機関等による教育	2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	(2) 安全運転管理者講習を通じた若年運転者にも十分理解できる交通安全教育の推進	事業所は、アルコールが運転操作に与える影響や重大な結果をもたらす飲酒運転の危険性、特に飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さについて、若年運転者が理解を深めることができる飲酒運転防止教育の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者講習を県内 11 会場において、54 回実施し、7,978 人（正 6,763 名、副 1,215 名）に対し、飲酒運転の危険性・罪悪性を周知し、職場から家庭、地域への飲酒運転根絶意識の波及を図りました。 ○ 毎月 1 日発行の機関紙「みえANKAN」（発行部数毎月 6,860 部）にて飲酒運転をはじめとする交通事故防止に関する情報を発信しました。 ○ 10 月 22 日鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて、安全運転管理者等 38 人対象の交通安全教育「指導者トレーニング」を開催し、飲酒運転の根絶を周知しました。 <p>【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p>
II 教育機関等による教育	2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	(3) 大学、専門学校における飲酒運転防止教育の実施 飲酒を始める時期の若者（大学生等）に対する啓発活動の実施	県は、法的に飲酒可能年齢に達した大学、専門学校生徒に対し、アルコール依存症等の知識の普及および飲酒運転との関係性について啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 20 歳未満飲酒防止強調月間（4 月）の前に、県内 10 の大学、短期大学等の入学式に合わせて、20 歳未満飲酒防止等の小冊子（4,860 部）を、教職員を通じてから新入生へ配布しました。 【三重県小売酒販組合連合会】 ○ 県内の大学等で、飲酒運転の交通事故の発生状況や飲酒運転の危険性についての講義を行いました。 【警察本部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
III 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	1 飲酒運転 の再発防 止に關す る普及啓 発活動	(1) 効果的な 広報啓発 活動の推 進	県は、警察、市 町、関係機関、 民間団体と連携 して、飲酒運転 違反者等に対 する再発防止 教育やアルコー ル問題に関する 知識の普及の ため条例の周 知啓発を推進し ます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例の柱である「規範意識の定着」および「飲酒運転の再発防止」について周知を図るため、マスメディア(テレビスポット放送、ラジオスポット放送)で広報したほか、各種交通安全啓発活動で条例の広報やチラシ等の配布を行いました。 <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>
III 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	1 飲酒運転 の再発防 止に關す る普及啓 発活動	(2) 相談窓口 設置によ る相談体 制の整備	県は、「飲酒運 転とアルコール 問題相談窓口」 を設置し、飲酒 運転を行うおそ れのある者や家 族等からの相談 体制を整備する とともに、事業 者、関係団体等 からの要請に応 じてアルコール 問題の普及啓 発活動を実施す るほか、飲酒 運転の根絶に 必要な情報提 供を積極的に行 います。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」の専門相談員が 飲酒運転違反者および家族等からのアルコール依存症に 関する受診義務に係る相談および要望等に対して、積極的 な情報提供等を行い、受診の促進に努めました。 ※ 相談件数 72件 <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
Ⅲ 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	2 飲酒運転 の再発防 止のため の運転者 教育の推 進	(1) 効果的な 再教育と 講習実施 機関に対 する指導 ・監督	警察は、飲酒運 転違反者の危険 性を認識させるた めの効果的な再 教育を行うとともに、講習実施機 関に対する指導 および監督を行 い、また講習指導 員に対する研修 会を開催するなど、講習指導 員の指導能力の 向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年中、行政処分の早期執行に努めた結果、飲酒運 転による免許取消し 213 人、免許停止 49 人の行政処分を 実施しました。 ○ 令和3年中、取消処分者講習受講者 448 人および停止処 分者講習受講者 1,764 人に対し、飲酒運転防止教育を実施 しました。 ○ 講習実施機関の講習指導員に対し、飲酒運転防止教育の 徹底について隨時指導しました。 <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>
Ⅲ 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	2 飲酒運転 の再発防 止のため の運転者 教育の推 進	(2) 運転適性 相談窓口 の充実	警察は、運転者 からの様々な相 談に適切に対応 するため、相談体 制の整備や担当 職員に対して専 門的知識、および 適切な対応要領 等に関する指導 教養を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスの影響により担当者研修会は開催 できませんでしたが、担当職員の資質向上を図るため、資 料の配布等により適切な相談対応について指導しました。 <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況																								
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	(1) 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知	県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を記載した書面を添付して、受診の通知をするとともに、受診した旨の報告を求めます。 受診の通知にあたっては、あわせて飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係についての情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール依存症に関する受診通知をする際、指定医療機関、アルコール依存症、多量飲酒、各相談窓口の情報を提供し、アルコール依存症等に関する正しい知識の周知と受診の向上に努めました。 <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>																								
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	(2) 受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対する受診の勧告	受診の書面を送付したのち、60日を経過しても、受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対して、再度、受診するよう勧告するとともに、さらに勧告の書面を送付したのち40日を経過しても受診した旨の報告がない飲酒運転違反者には再勧告を実施します。 また、指定医療機関における受診しやすい環境整備等に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受診通知の報告期限までに報告がない飲酒運転違反者に対して勧告を実施しました。 また勧告後受診報告のない飲酒運転違反者に再勧告を行いました。 <table> <tbody> <tr> <td>・受診通知件数</td> <td>276 件</td> <td>(うち報告数</td> <td>104 件</td> <td>受診率</td> <td>36.2%</td> </tr> <tr> <td>・勧告件数</td> <td>172 件</td> <td>(うち報告数</td> <td>30 件</td> <td>受診率</td> <td>17.4%</td> </tr> <tr> <td>・再勧告件数</td> <td>138 件</td> <td>(うち報告数</td> <td>19 件</td> <td>受診率</td> <td>13.8%</td> </tr> <tr> <td>・合計報告件数</td> <td>153 件</td> <td>受診率</td> <td>55.4%</td> <td colspan="2">(令和4年7月15日現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>	・受診通知件数	276 件	(うち報告数	104 件	受診率	36.2%	・勧告件数	172 件	(うち報告数	30 件	受診率	17.4%	・再勧告件数	138 件	(うち報告数	19 件	受診率	13.8%	・合計報告件数	153 件	受診率	55.4%	(令和4年7月15日現在)	
・受診通知件数	276 件	(うち報告数	104 件	受診率	36.2%																							
・勧告件数	172 件	(うち報告数	30 件	受診率	17.4%																							
・再勧告件数	138 件	(うち報告数	19 件	受診率	13.8%																							
・合計報告件数	153 件	受診率	55.4%	(令和4年7月15日現在)																								

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組ア アルコール依存症に関する正しい知識の普及等	アルコール依存症患者等の早期発見のため、アルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族、事業者など周囲の者に対して、適切な対応方法についての啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」への飲酒運転違反者およびその家族等からの相談に対し、アルコール依存症の正しい知識の普及に努めるとともに、医療機関や他の相談窓口等の教示に努めました。 【環境生活部】 ○ 令和4年3月6日に三重県医師会館において、飲酒運転(ゼロ)条例に係る指定医療機関研修を開催し、「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例の取組成果について」や「飲酒運転0(ゼロ)条例の効果検証について」を行いました。(受講・修了者数 31人) <p style="text-align: right;">【医療保健部】</p>
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組イ 「三重県アルコール健康障害対策推進計画」の策定と問題解決と予防に対する各機関の連携等	アルコール健康障害対策基本法に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画」により、アルコール関連問題が円滑に解決・予防できるよう、事業者、医療機関、行政機関等の連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）について、有識者会議における検討や県民の方からの意見を伺いながら令和4年3月に策定しました。 ○ アルコール関連問題の啓発について、三重断酒新生会に委託し、令和4年3月27日に「アルコール関連問題啓発フォーラム S B I R T S の普及促進」をオンライン併用で開催しました。 【医療保健部】 ○ 12月1日になばな里（桑名市）において、関係機関・団体と連携してパンフレットを配布し、街頭啓発を行いました。 ○ 三重断酒新生会結成50周年記念大会（1月16日）、一日研修会（3月13日）、令和3年度アルコール関連問題啓発フォーラム（3月27日）を開催し、アルコール依存症の正しい知識の普及および行政、医療機関との連携の強化を図りました。 ○ 三重刑務所が実施する「アルコールに関する教育」に講師を派遣し、アルコール依存症の正しい知識および飲酒運転防止に関する教育を行いました。（計5回） 実施日：令和3年4月6日、5月13日、7月21日、12月2日、令和4年3月24日 【（公社）三重断酒新生会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組 ウ 保健所におけるアルコール依存症に関する正しい知識の普及等	保健所等において、アルコール依存症者との疑いのある者や家族、事業所など周囲の者からの相談を受け、アルコール専門医療機関へつなげるなどの支援を行います。また、治療の継続を促進するために自助グループ活動等への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所や三重県こころの健康センターにおいて、アルコール関連問題に関する相談を実施しました。 <p>※ 相談受理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来所相談：延べ 23 人 ・ 訪問相談：延べ 31 人 ・ 電話相談：延べ 95 人 <p style="text-align: right;">【医療保健部】</p>
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(2) 本人・家族の取組	県が設置する「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を活用し、必要に応じて保健所、三重県こころの健康センター等の相談機関、アルコール専門医療機関等の利用に努め、飲酒運転違反者が県から受診通知を受け取ったことをその家族が知った場合は、飲酒運転違反者本人に対して必ず指定医療機関での受診を促すほか、上記相談窓口へ相談等するように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」について、県ウェブページへ掲載し、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等が相談しやすいように広報を行いました。 <p>また、飲酒運転違反者等からの相談に対し、必要に応じ関係機関・団体の相談窓口等の教示に努めました。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>

目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転 違反者の アルコール依存症 に関する 受診義務 とアルコ ール依存 症および その疑い のある者 への対策	2 アルコー ル依存症 の早期発 見、早期受 診のため の取組	(3) 事業者 の取組	従業員の飲酒 行動の変化や 健康診断などか らアルコール依 存症および多 量飲酒等の早 期発見に努める とともに、アルコ ール依存症お よび多量飲酒 等が発見された 場合には、産業 医、衛生管理者 等による保健指 導の実施や適 切な県の相談 機関、医療機関 につなげるよう 努めます。	<p>○ 職員の健康診断や保健指導等を行いました。 【環境生活部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(4) 警察の取組 ア 運転免許関係手続きにおける受診の促進	運転免許証の取得・更新時や飲酒運転違反者が運転免許証返還時に、アルコール依存症であることを申告した場合は、早期治療を促すとともに、受診義務対象者には受診を促します。 また、運転免許証の取得時等における質問票や運転適性相談等によりアルコール中毒の疑いがある者を認めた場合には、臨時適性検査又は診断書の提出により、免許取得の可否を判断します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許取得時および更新時に受理する質問票に基づき、アルコール依存症の把握に努め、申告がある申請者に対し個別聴取を行い運転免許保有の可否を判断とともに、申告者に対してはアルコール依存の程度にかかわらず医療機関での受診を助言しました。 ○ 飲酒運転により停止処分を受けた者に対し、運転免許証返還時の受診促進に努めました。 <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(4) 警察の取組 イ 交通安全講習等における相談、受診の促進	取消処分者講習、停止処分者講習時において、スクリーニング・テスト(オーディット)を実施し、受講者自らの飲酒習慣を自覚させるほか、問題飲酒行動のある者に対する、速やかな受診につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年中、飲酒取消講習受講者 270 人に対し、アルコール・スクリーニングテストを実施しました。 ○ 令和3年中、アルコール・スクリーニングテストにおいてアルコール依存に関する相談はありませんでしたが、飲酒取消講習受講時には医療機関への受診促進に努めました。 <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(5) 医療機関の役割 ア アルコール依存症の治療にあたる医療機関の連携	アルコール依存症者は、うつ、幻覚等の精神症状や肝機能障害、高血圧、糖尿病等の健康障害を引き起こす場合があるので、アルコール依存症の治療にあたっては、一般科医療機関、精神科医療機関およびアルコール専門医療機関において相互に連携するよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各保健所において、地域精神保健福祉連携会議を開催、地域における諸課題について協議しました。 ※ 連携会議実施回数：12回 <p style="text-align: right;">【医療保健部】</p>
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(5) 医療機関の役割 イ アルコール関連問題等の正しい知識の普及	受診の結果、アルコール依存症でない者についても、多量飲酒習慣などの「危険な飲酒」行動のある者について、医師は診療マニュアル等を活用して節酒や適正飲酒、アルコール関連問題についての正しい知識が得られるよう働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲酒運転違反者への診療マニュアル」を配布する予定であった「飲酒運転0（ゼロ）条例に係る指定医療機関会議」が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、冊子配布ができませんでした。 <p style="text-align: right;">【医療保健部】</p>
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(6) 自助グループの取組	自助グループは、断酒継続のために、酒害についての理解の促進や、本人や家族と共に支え合い、医療機関やその他支援機関が担えない部分を補完するとともに、回復や希望をもたらすように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内各地に酒害相談員12名を配置し、電話相談による「アルコール依存症および飲酒運転」に関する相談に対応しました。 ※ 相談実施件数 11件 三重断酒新生会入会者 3人 <p style="text-align: right;">【(公社)三重断酒新生会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	1 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進		県は、関係機関、民間団体と協力して、飲酒運転根絶のための施策を総合的かつ計画的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日である12月1日に、なばなの里（桑名市）において、関係機関・団体が連携し、キャンペーンを行い、来訪者に対し、啓発物品、啓発チラシの配布や酩酊状態疑似体験により、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転の根絶を呼び掛けました。 【環境生活部】 【(一財)三重県交通安全協会】 【警察本部】 【(公社)三重断酒新生会】
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	2 相談体制の確立		県は、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転をした者、飲酒運転を行うおそれのある者や、その家族等からの相談に応じ、他の機関と連携を図りながら、受診等につなげるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者やその家族等からの相談に対応しました。また、関係機関等と連携し、相談内容に応じた相談窓口の教示にも努めました。 ※ 相談件数 72件 【環境生活部】
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	3 情報提供		県は、飲酒運転の再発防止のための各種情報を企業等における社内教育の場に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体が開催する各種会議や、啓発活動の場において、資料等を配布して幅広い情報提供を行いました。 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和3年度中の主な取組状況
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	4 飲酒運転ゼロをめざす推進運動の日に合わせた取組		県は、毎年12月1日の飲酒運転ゼロをめざす推進運動の日に合わせ、飲酒運転根絶についての理解と関心を深めるための行事を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県飲酒運転ゼロをめざす推進運動の日である12月1日に、なばなの里（桑名市）において、関係機関・団体が連携し、キャンペーンを行い、来訪者に対し、啓発物品、啓発チラシの配布や酩酊状態疑似体験により、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転の根絶を呼び掛けました。 <p style="text-align: right;">【環境生活部】 【警察本部】 【（一財）三重県交通安全協会】 【（公社）三重断酒新生会】</p>
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	5 表彰		県は、飲酒運転根絶の取組に関して、従業員教育の推進や、ハンドルキー・ペー運動への参加などの施策を積極的に推進するなど、顕著な功績のあつた個人、団体、事業所、店舗等に対し表彰等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度「飲酒運転根絶に関する功労者表彰」として団体1名を表彰し、飲酒運転根絶の機運を高めました。 <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	6 実施状況の報告と公表		この計画に基づく実施計画と施策をとりまとめ、その実施状況について、毎年1回、「飲酒運転ゼロをめざす年次報告」を作成し、県議会に報告するとともに、三重県公式ホームページで公表します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次基本計画に基づく実施計画と施策をまとめ、「令和3年度飲酒運転ゼロをめざす年次報告書」を作成し、議会で報告しました。また、同内容を県公式ウェブサイトで公表しました。 <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>

参考資料

三重県交通対策協議会 飲酒運転ゼロをめざす部会の構成

「三重県飲酒運転ゼロをめざす基本計画」に基づき、三重県交通対策協議会に設置した「飲酒運転ゼロをめざす部会」は、下記の推進機関で構成されています。

番号	推進機関名
1	三重県環境生活部くらし・交通安全課
2	三重県医療保健部健康推進課
3	三重県教育委員会事務局保健体育課
4	三重県警察本部交通部交通企画課
5	国土交通省中部運輸局三重運輸支局
6	一般財団法人三重県交通安全協会
7	一般社団法人三重県自家用自動車協会
8	一般社団法人三重県安全運転管理協議会
9	一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
10	一般社団法人三重県タクシー協会
11	一般社団法人三重県トラック協会
12	公益社団法人三重県バス協会
13	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
14	公益社団法人三重断酒新生会
15	三重県小売酒販組合連合会

令和4(2022)年版

三重県飲酒運転〇をめざす年次報告書

令和4(2022)年9月発行

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069

E-mail: seikotu@pref.mie.lg.jp